

教育ローンによる支援

「国の教育ローン」でお子さまの入学・在学資金を必要とする皆さまを支援しています

● 「国の教育ローン」は毎年多くの方が利用

教育に関する家庭の経済的負担の軽減と教育の機会均等を図るため、入学時、在学時に必要な資金をお使いみちとした「国の教育ローン」(教育資金貸付)を取り扱っています。令和2年度のご利用件数は約9万件となりました。

融資制度の概要

ご利用いただける方	ご融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者(主に生計を維持されている方)で、世帯年収(所得)が一定の要件を満たす方
融資限度額	お子さま1人につき350万円 (注)1. 自宅外通学、修業年限5年以上の大学(昼間部)、大学院、海外留学のいずれかの資金として利用する場合は450万円 2. 融資限度額内で重複してご利用いただけます。
ご返済期間	15年以内 (注)交通通児家庭、母子家庭、父子家庭、世帯年収(所得)200万円(132万円)以内の方又は「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収(所得)500万円(356万円)以内の方」は18年以内
お使いみち	入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

● 新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置

「国の教育ローン」において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方を対象とした特例措置を行っています。

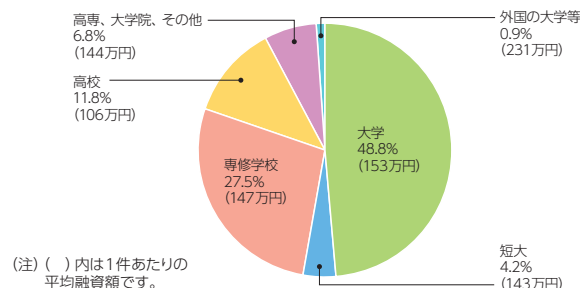
特例制度の概要

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症による影響を受けて世帯収入(所得)が減少している方									
	特例措置の内容	(参考)通常のご利用条件								
世帯年収(所得)上限額の緩和	お子さまの人数に応じた、世帯年収(所得)の上限額									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>お子さまの人数</th> <th>世帯年収(所得)の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>790(600)万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>890(690)万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>990(790)万円</td> </tr> </tbody> </table>		お子さまの人数	世帯年収(所得)の上限額	1人	790(600)万円	2人	890(690)万円	3人	990(790)万円
	お子さまの人数	世帯年収(所得)の上限額								
	1人	790(600)万円								
2人	890(690)万円									
3人	990(790)万円									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>お子さまの人数</th> <th>世帯年収(所得)の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>990(790)万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>990(790)万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>990(790)万円</td> </tr> </tbody> </table>		お子さまの人数	世帯年収(所得)の上限額	1人	990(790)万円	2人	990(790)万円	3人	990(790)万円	
お子さまの人数	世帯年収(所得)の上限額									
1人	990(790)万円									
2人	990(790)万円									
3人	990(790)万円									
ご返済期間の延長	18年以内	15年以内								

● 教育費負担が大きい学生をお持ちのご家庭に融資

「国の教育ローン」は、教育費負担が大きい大学生や専門学校生をお持ちのご家庭を中心にご利用いただいています。

進学先別融資件数構成比(令和2年度 教育一般貸付(直接扱))



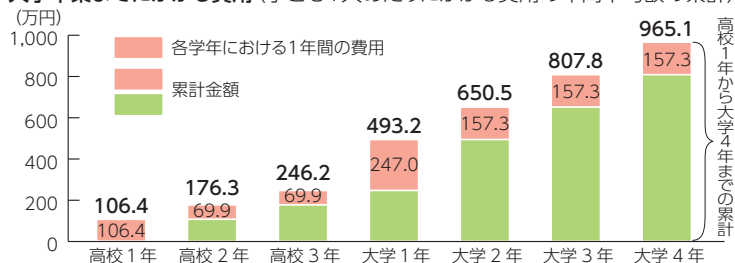
高校入学から大学卒業までに必要な教育費用は、子ども1人あたり約965万円

お子さま1人あたりにかかる教育費用は、高校3年間で約246万円となっています。

大学へ入学した場合は、入学費用と4年間の在学費用約718万円が加わり、合計は約965万円にもなります。特に、入学時は入学金などが必要になるため、1年間の教育費の額が大きくなり、家計における負担は大きいといえます。

(注)教育費は、受験費用、学校納付金、授業料、通学費、教材費、学習塾の月謝などの合計です。

大学卒業までにかかる費用(子ども1人あたりにかかる費用の年間平均額の累計)



恩給や共済年金などを担保としてご融資しています

恩給や共済年金などを担保とする融資は、「株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」(昭和29年法律第91号)に基づき、日本公庫(沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫)だけが取り扱う制度です。住宅などの資金や事業資金に幅広くご利用いただけます。

なお、軍人恩給及び援護年金等を除いて、令和2年の年金制度の法律改正により令和4年3月末で新規の申込受付を終了することが決定しました。